



## 4-1 現金給付の論点について

< 傷病・出産手当見直しに関する具体案 >

平成21年度第4回 全国健康保険協会徳島支部評議会

全国健康保険協会徳島支部

2009/12/17

## 主な現金給付の概要と支給実績について

給 付	概 要	H20 年度支給額 (H15 年度支給額)
傷病手当	被保険者が療養のため労務不能となった場合、その期間中、最長で1年半、1日につき標準報酬の2/3を支給	1 6 2 8 億円 ( 1 3 1 5 億円)
出産手当	被保険者本人の産休中(出産日以前42日～出産日後56日)、1日につき標準報酬の2/3を支給	4 1 7 億円 ( 4 4 1 億円)
出産育児一時金 家族出産育児一時金	被保険者又は被扶養者が出産した場合、42万円を支給  21年10月～23年3月の間、38万円から4万円引上げ。産科医療補償の掛金を含む。	1 4 8 7 億円 ( 1 2 2 3 億円)
埋葬料 家族埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が死亡した場合、遺族等に対し、5万円を支給</li> <li>被扶養者が死亡した場合、被保険者に対し、5万円を支給</li> </ul>	2 7 億円 ( 2 0 5 億円)

## 現金給付に係る論点

### 不正受給に対応する審査体制について

昨今、傷病手当等の詐欺事案が明らかになっているため、パイロット事業の成果<sup>1</sup>も踏まえ、外形的に不正受給が疑われる案件は他の案件と分け、審査にメリハリをつけることにしてはどうか。

医療機関や事業主への質問等について、法律上の規定がなく、現金給付等の審査のための的確な事実確認が難しい場合があるため、法律上の規定を置くこととしてはどうか<sup>2</sup>。また、必要に応じ、国に質問等を依頼できることとしてはどうか。

- 1 三重支部において、保険加入時・直後に高額な報酬等級に設定した上で傷病手当を申請する事例への対処など、現金給付を適正支給するための効果的な審査・調査手法を検討中。
- 2 法律上の規定がなくとも質問や資料提供の依頼は可能だが、相手方から協力が得られない場合等がある。

### 支給水準について

現行制度では、傷病・出産手当の支給額について、「報酬日額の2/3」とされ、加入者の以前の生活水準に対応するため、報酬比例方式が採用されている。また、制度創設以来、支給額の基礎となる標準報酬等級の上限が引上げられ、支給率も改善されてきているが<sup>1</sup>、支給水準をどう考えるか<sup>2</sup>。

- |             |             |            |           |             |
|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|
| 1 標準報酬等級の上限 | 47万円(S56~)  | 71万円(S59~) | 98万円(H4~) | 121万円(H19~) |
| 支給率         | 6/10 (~H18) | 2/3(H19~)  |           |             |

傷病・出産手当の支給水準：平成3年 概ね4 ~ 43万円/月（雇用保険の基本手当は、概ね6 ~ 22万円/月）  
現在 概ね4 ~ 81万円/月（ " " 概ね5 ~ 23万円/月）

- 2 雇用保険の基本手当において、最低生活の維持という観点から、支給額の上下限の設定とともに、低所得者には高支給率、高所得者には低支給率とされている。ILO条約においても、上限額の設定は認められている。

## 支給と保険加入期間について

現行制度では、原則として、保険加入期間は、傷病・出産手当を受給するための要件になっていないが<sup>1, 2</sup>、この点をどう考えるか。

- 1 傷病・出産手当について、保険から脱退後も引き続き受給するためには、脱退前1年以上の保険加入期間が必要となっている。これは、昭和26年の保険料率引上げ時、保険料納付者と保険料非納付者の公平の観点から設定された。
- 2 雇用保険の基本手当を受給するためには、「離職前1年間に半年以上」といった一定の加入期間が必要とされている。ILO条約においても、傷病・出産手当や雇用保険手当に関し、不正受給防止及び加入者の利益保護の観点から、一定の保険加入期間を支給要件とすることが認められている。

傷病手当の支給期間（最長1.5年）等について、保険加入期間の長短を問わない仕組みであるが、他制度と比較して、この点をどう考えるか<sup>3</sup>。

- 3 雇用保険の基本手当については、保険の乱用防止等の観点から、保険加入期間の長短に応じ、支給期間が段階的に分かれている。

## 休業中の保険支給例

### 健康保険：傷病手当、出産手当

支給額	支給期間	受給するために必要な保険加入期間
報酬日額の2/3	傷病手当は、1年半まで 出産手当は、原則産前42日～産後56日	なし 但し、脱退者は1年以上

### 雇用保険：基本手当<sup>1</sup>

年齢階層別 <u>上下限があり</u> 、賃金日額 <sup>2</sup> の50～80%（60～64歳は45～80%）	保険加入期間に応じ、90～330日（倒産等の場合）	離職前1年間に6ヶ月以上 （倒産等の場合）
--	---------------------------	--------------------------

1 基本手当受給資格者が傷病の状態になった場合は、基本手当と同様の仕組みの「傷病手当」が支給。

2 離職日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（つまり、賞与は除く）の合計を180で割って算出した賃金額。

### 労災保険：休業補償支給

支給基礎日額の60% 支給開始後1.5年を超えると、年齢階層別 <u>上下限が適用</u>		なし
---	--	----

事故発生日又は医師の診断によって疾病が確定した日の直前3か月間に支払われた賃金総額を、その期間の日数で割って算出した賃金額。

### ILO第102号条約（傷病手当・出産手当）

勤労所得額の45% 但し、 <u>上限を国内法令で設定可能</u>	傷病手当については26週間に制限できる	<u>不正受給防止のための期間を国内法令で設定可能</u>
--------------------------------------	---------------------	-------------------------------

より高度な水準を定めたILO第130号条約（日本未批准）では、60%、52週間

## 諸外国における傷病・出産手当制度の概略

### 傷病手当

	支給額	支給期間	受給のために必要な加入期間
イギリス	週 75 英鎊 [月 6 万円]	28 週	-
ドイツ	70%	1.5 年 (6 週以前は事業主から)	-
フランス	-	1 年	直近 3 ヶ月内に計 200 時間 [1 ヶ月]
スウェーデン	80% (上限は失業手当並びで年 30 万クローナ)	1 年 (2 週以前は事業主から、1 年超の場合は別手当)	-
ノルウェー	100% (上限は年 40 万クローネ)	1 年 (1 年超の場合は別手当)	4 週
日本	2/3	1.5 年	なし

### 出産手当

イギリス	6 週以前：90% 7 週以後：週 117 英鎊 [月 9 万円]	39 週	出産予定前 66 週内に計 26 週 (含出産予定前 15 週)
ドイツ	100% (保険給付上限は日額 13 欧 [月 6 万円])	産前 6 週 ~ 産後 8 週	-
フランス	100% (上限は日額 74 欧 [月 33 万円])	産前 6 週 ~ 産後 10 週	直近 3 ヶ月内に計 200 時間 [1 ヶ月] 及び 10 ヶ月の登録期間 (registered coverage)
スウェーデン	-	390 日	-
ノルウェー	-	44 週又は 54 週	直近 10 ヶ月内に計 6 ヶ月
日本	2/3	産前 6 週 ~ 産後 8 週	なし

出典：ISSA (国際社会保障協会、約 150 カ国による国際機関) HP 等 なお内容が明らかでない項目は、「-」としている、出産手当と育児休業手当の区分が国によって異なる点に留意が必要。

注：20 年度の日銀為替レート：1 英鎊 (ポンド) = 185 円、1 欧 (ユーロ) = 149 円



## 現金給付の見直しについて（案）

### 1 協会けんぽによる事業主等への質問・調査に関する法律上の明確化

協会けんぽによる現金給付等の審査のための事業主・医療機関等に対する質問・調査について、これまで（政管健保時）と同様、協力が得られるよう法律上明確にするとともに、必要に応じ、国へ依頼できることとしてはどうか。

### 2 傷病・出産手当の支給額の上下限の設定

傷病・出産手当の支給額は、標準報酬の2/3であるが、上限を被保険者（出産手当は女性被保険者）の標準報酬月額分布における高い方から数えて25%点である上位四分位に相当する水準に設定し（傷病手当は約21万円（被保険者の標準報酬月額約32万円）、出産手当は約16万円（女性被保険者の標準報酬月額約24万円））、下限を雇用保険の下限（月約5万円）に設定し、給付を重点化してはどうか。

傷病・出産手当の現在の支給水準：月額概ね4～81万円

### 3 傷病・出産手当の受給に必要な加入期間の設定

傷病・出産手当の受給に必要な加入期間は、資格喪失後の継続給付の場合（直近1年）を除き、設定されていないが、資格喪失後の給付（直近1年以上）の他、雇用保険の例（直近1年以内に計6カ月以上）等も踏まえた一定期間以上の加入期間（健保組合の加入期間を含む）を受給資格要件として設定してはどうか。

傷病手当の受給資格要件を満たさない者に対しては、セーフティネットの観点から、半分相当の支給額（標準報酬の2/3 1/3）、支給期間上限（1年半 9か月）としてはどうか。

今回、保険料率を大幅に引き上げざるを得ない見通しとなったことから、更に以下の案が考えられる。

### 【更に考えられる案】

平成19年度より傷病・出産手当の支給割合について、標準報酬の6割から2/3へ引上げられたが、6割に戻すことについてどう考えるか。

## 現金給付以外の制度改正要望について（案）

これまでご議論いただいた現金給付の見直し等以外の事務の適正化や効率化に繋がるものを追加的に示した。

### 傷病手当・出産手当の支給申請に際して高水準に標準報酬月額が設定される場合への対処

保険加入している者が、傷病手当・出産手当の支給申請前に、高水準の標準報酬を設定する場合がある。現行法上、「著しく不当」なときは、保険者（協会けんぽの報酬月額の算定は社会保険庁）は決定された標準報酬を職権修正できることになっている。この要件について、雇用保険（平成4年改正）、労災保険（昭和51年改正）の改正例に倣い、「著しい」を削除し、要件を緩和してはどうか。

保険加入に際して高い報酬等級を設定して高水準の傷病・出産手当を受給する事例への対処については、保険加入期間要件を設定するよう法改正要望を行っている。

### 任意継続被保険者の前納保険料の一括納付化

任意継続被保険者は、保険料を1年間又は半年間前納できるが、都道府県を超えて転居した場合には、保険料率が異なる場合は、追加徴収又は還付が生じ得る。追加徴収が生じる場合には、既に支払を完了したと思う当該者から理解を得ることが難しいことや、少額な追加徴収や還付（最大で約3,300円の追加納付、還付）のために多額の事務費を要するため、任意継続被保険者による保険料の前納をもって、納付時に前納対象期間の納付が完了した扱いとしてはどうか。

還付金を放棄させられる任意継続被保険者も生じることになるが、被保険者は前納とするか、各月毎の保険料支払いとするか自由に選択することが可能である。ただし、還付すべき金額が前納による割引額よりも大きくなる場合の取扱いなどに更に検討する必要がある。

## **解散組合から承継した債権に係る滞納処分の規定の整備**

解散組合から協会が承継した滞納保険料等に係る債権については、健康保険法上、納付義務者に対しての督促及び滞納処分を行えず、一般的な金銭債権として民法等が適用される。債権回収の円滑化の観点から、解散組合から承継される滞納保険料等に係る債権についても、健康保険法上の徴収金とし、督促及び滞納処分を行えるようにしてはどうか。

## 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

### （報酬月額の特例）

第四十四条 保険者等は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

- 2 前項の場合において、保険者が健康保険組合であるときは、同項の算定方法は、規約で定めなければならない。
- 3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

### （任意継続被保険者の保険料の前納）

第六十五条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

- 2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。
- 3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手續、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

### （保険料等の督促及び滞納処分）

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第九十二条第二項（第四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。